

少年法とは、一言でいうと、非行をした未成年者について、家庭裁判所がどんな手続きでどんな処分をするのかを定めた法律である。そしてその少年法は 2000 年から比較的短いスパンで改正が行われている。だが、本当にその改正は必要なのだろうか。また、そもそも少年法に存在意義があるのか。少年法について調べて知れば知るほど、自分の中で疑問が浮かんだため、少年法の改正と少年法の存在意義について考えることにした。

平成 26 年 5 月 8 日に改正少年法が施行される。改正少年のポイントは主に 3 つだ。1 つ目は、犯行時 18 歳未満の少年に科す有期刑（懲役、禁錮）の上限が、10 年以上 15 年以下から 10 年以上 20 年以下に引き下げられること。2 つ目は、少年に科す「不定期刑」の上限が、短期が最長 5 年から 10 年に、長期が 10 年から 15 年に引き上げられること。そして 3 つ目は、検察官や国選添人の弁護士が少年審判に関与できる事件が、死刑または無期若しくは 3 年を超える懲役または禁錮に当たる罪に拡大されること（平成 26 年 6 月 18 日施行）である。

2014 年 5 月 7 日に施行された現行の少年法に改正された時も、今回のように、有期刑・不定期刑が引き上げられ、検察官の立ち合うことができる犯罪の幅が広がった。それ以前の少年法の改正は 2000 年、2007 年に行われているが、少年法の厳罰化が進んでいる背景にあるのは、1997 年に神戸市で 14 歳の少年が小児 2 人を殺害、3 人に傷害を負わせた連続殺傷事件である。犯行内容も当然ながら、殺害した 1 人の頭部を地元の中学校校門に置き、酒鬼薔薇聖斗を名乗って死体に犯行声明文をそえたことや、神戸新聞社に書簡を出したことから、犯人逮捕（正式には少年法により補導）前までマスコミ報道が過熱した。そして犯行が少年によるものであると判明した後、国会にて長期間改正してこなかった少年法改正を行い、少年犯罪の規定を重くしたのである。改正以降もこのような少年事件が起こるたびに、「少年にも、罪に見合った罰を与えるべきだ」という声がある。

では、厳罰化によって少年犯罪は本当に減るのだろうか。

少年法が大きく改正された 2000 年の少年による刑法犯総数は 13 万 2336 件、そのうち凶悪犯（殺人・強盗・放火・強姦）は 2120 件であった。2001 年には 13 万 8654 件（凶悪犯 2127 件）、2002 年には 14 万 1775 件（凶悪犯 1986 件）と増加している。ただ、2003 年の 14 万 4404 件（凶悪犯 2212 件）を境に減少となり、2014 年 2 月に発表された「少年非行情勢」では、刑法犯は 2004 年から 2013 年までは 10 年連続で減少していることが報告されている。

このように、近年、少年犯罪が減少傾向であることが分かるが、それでも厳罰化に異を唱える専門家は少なくない。改正に反対する専門家たちは、「少年は成人よりも更生の余地が大きいことが期待されている。更生のためには罪の重さを認識させる必要がある。そして、更生させるためには、適切な教育が必要である。だから、刑罰ではなく教育に重きを置くべきだ」であるとか、「凶悪犯罪は非常に稀なケースであり、凶悪犯罪以外は現行の少年法の枠組みで十分対応できる」であるとか、また、「2000年以降も少年による重大事件は起こっており、厳罰化では防げない事件がある」等の意見を持つ人もいる。

ここで1つ、厳罰化によって失敗した例を挙げてみよう。

アメリカでは、1970年代から少年犯罪について極端に厳罰化を進めた。その厳罰化なるものは次の3つである。1つ目は、重大犯罪については家庭裁判所から刑事裁判所に移送できる手続きを簡略化したこと。2つ目は、はじめから刑事裁判所の管轄下に置くことができるようにしたこと。そして3つ目は、検察官が事件を少年裁判所に送るか、刑事裁判所に起訴するかを裁量的に判断できるようにしたことである。(なお、アメリカでは州ごとに成人扱いされる年齢は異なる。)

このような厳罰化を進めたことでアメリカはどうなったか。次のようなことがよく言われる。

- ・ 厳罰化を行った年代において、少年が起こした殺人事件は2.5倍に増加
- ・ 少年の銃規制法違反も激増
- ・ 少年の麻薬犯罪も激増
- ・ 教育よりも刑罰に重きを置いた為、少年の再犯率も増加
- ・ 逮捕者が増え、各地の刑務所が飽和状態となり、劣悪な環境で少年が過ごすこととなる

このような事態に陥り、社会的不安が広がる中で、自己防衛の為に銃を持つ人も増加した。この事案から、厳罰化することが必ずしも社会に良い影響を与えるとは限らないと分かる。

ただ、1つ言えることは、厳罰化に賛成する人、反対する人の両方で一致している意見もあるという事だ。それは、「罪を犯した少年はきちんと罪と向き合い、内省を深めなければならない」ということである。その為に行うべきことは厳罰化なのか、更生への教育なのか、それともその両方なのか。こういった議論をこれからも続けていく必要がある。

だが、そもそも少年法なるものは本当に必要なのだろうか。現代においては、少年法の存在意義はよく話題にのぼっている。

現在日本が制定している少年法は、昭和 23 年に GHQ の指導の下、米国シカゴの少年犯罪法を模範として制定されたものである。第二次世界大戦の戦勝連合で作った国際連合では、大戦末期における少年兵の学徒出陣や軍法会議での処刑があった為に、国際人権規約において 14 歳未満の徴兵や刑罰の禁止、18 歳未満の死刑禁止を盛り込んだ。刑法とは別に 14 歳未満の犯罪者や 15 歳～20 歳未満の非行少年を保護する物として少年法があるのだ。制定当時は第二次大戦後の混乱期であった。食料が不足する中、生きていくために窃盗や強盗などをする少年が激増し、また成人の犯罪に巻き込まれる事案も多く、これらの非行少年を保護し、再教育するために制定されたものであって、少年事件の解明や、犯人に刑罰を加えることを目的としたものではなかったのだ。

少年法が存在し、少年法に守られているからこそ犯罪の前歴が将来ハンデとならず普通の社会生活を送れるのだ。そして、更生して無事生活を送れる人が数多くいるのである。もちろん凶悪犯罪の場合は逆送されて成人並みの刑罰を受ける場合もあるが、それ以外の窃盗など多くの少年事件では、保護観察や少年院送致などの保護処分止まりだ。保護処分なら前科とはならないため、資格取得にも何の制限もない。これが少年法で一切守られなくなったら、将来大きなハンデを背負って社会生活に大きな支障が出る可能性がある。そうして更生の機会を奪ってしまったら、様々な面に支障をきたし、働くことすら出来ずに、結局は犯罪に走らざるを得なくなる人が数多く出る。

少年法は犯罪を起こしたその時だけに焦点を当てて考えるのではなく、罪を犯した少年が社会復帰した時に社会に与える影響を考えて制定された法律なのだ。刑事罰というものは、被害者（遺族）の処罰感情を満たすためや、代わりに復讐してもらうために存在するものではない。司法に私的感情など決して持ち込んではならないのだ。だから、個人的な感情で「少年犯罪者は守られすぎだ、成人と同じように裁かれるべきだ」と考えるのではなく、罪を犯した少年が更生できるようにするためにはどんな社会システムが必要なのか考え続けることが必要だ。これらのことから、少年法は、罪を犯した本人の更生の為だけではなく、社会に与える影響をも考えた法律であって、決して少年犯罪者を守る為のものではないと言える。少年法は必要なのである。

前述してきたことから、

- ・少年法改正については様々な意見があるが、罪を犯した少年が更生するために必要なことは何なのかを議論すること
- ・少年法は、少年犯罪者を守る為ではなく、社会への影響を鑑みた上で、彼らが更生できるように支援するためにある

とまとめることができる。

私たちは、普段から法律の意義を考えることはあまりない。だが、私たちは法律によって行動が規制されている半面、法律によって守られてもいる。自分たちが豊かな生活を送るためにも、まずは法律に関心を持つことが必要だ。

出典：神奈川県座間警察署 HP

THE PAGE

子どもの視点から少年法を考える情報センターHP

少年法に関する基礎知識

現行少年法の制定

シェアしたくなる法律相談所